

株 主 各 位

東京都港区浜松町1-6-15VORT浜松町 I

**株式会社 多摩川ホールディングス**

TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

代表取締役社長 榎 沢 徹

## 第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2019年6月27日（木曜日） 午前10時   |
| 2. 場 所          | 神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号<br>株式会社多摩川電子 3階会議室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第51期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、<br>連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書<br>類監査結果報告の件<br>2. 第51期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類<br>報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 資本準備金の額の減少の件  |
| 第2号議案           | 取締役4名選任の件   |
| 第3号議案           | 監査役2名選任の件   |
| 第4号議案           | 補欠監査役2名選任の件   |
| 第5号議案           | 会計監査人選任の件   |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する株主ではない代理人および同伴の方などはご入場いただけませんので、ご注意ください。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmex.co.jp>）に掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmex.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。  
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含んでおります。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢に改善が続き、個人消費・設備投資も持ち直しが見られるなど緩やかな景気回復基調が続いておりますが、一方で、米国の通商政策に起因した貿易摩擦や、国内各地で相次いだ自然災害の影響等、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、電子・通信用機器事業につきましては、第4世代携帯電話設備関連市場、公共関連市場を中心とした拡販営業に加え、新規市場や顧客開拓にも力を入れ新たな領域の受注獲得を行ってまいりました。また「製品の高付加価値化への取り組み」、「事業領域の拡大・開拓」、「業務提携先との共同開発」を継続的に推進しながら、自社開発品の提案強化を図ってまいりました。

結果、従来のアナログ高周波製品以外に各種業務用無線の光関連製品をはじめ、高速信号処理に不可欠なデジタル信号処理装置、大容量データの無線伝送に必要なミリ波帯域製品等、新規開拓顧客と新しい市場からの引き合いも増加しております。

移動体通信分野におきましては、各通信事業者の設備投資額が年々削減されていく中、IBS（インビルシステム）での需要が回復傾向にあります。また海外向け移動体通信設備関連につきましても、新規顧客からの引き合い案件が少しずつ増加しております。

公共分野におきましては、災害対策、業務用無線、監視システム向けに、光伝送装置、デジタル信号処理装置等の需要が増加してきておりますので、公共事業分野における更なる需要拡大を図るとともに第5世代移動体関連市場向け製品開発をはじめとした自社開発品にも積極的に取り組んでまいります。

全体としての受注状況は改善傾向にあり、安定した事業基盤を確立するべく、引き続き当社グループの事業領域の拡大を推進していくとともに自社開発品の提案強化により、収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

再エネシステム販売事業におきましては、とりわけ太陽光発電所及び小型風力

発電所の開発、販売について、積極的に推進してまいりました。改正FIT法における認証手続きにつきましては、手続き完了までに未だ相当な期間を要しておりますが、昨年より申請を行った案件は徐々に手続きが完了しており、それに伴い新規顧客からの引き合いも少しずつ増加しております。引き続き収益拡大に向け、太陽光発電所、小型風力発電所等の開発・販売活動を継続してまいります。

再エネ発電所事業におきましては、稼働済みの各太陽光発電所が順調に売電し、長崎県五島市のメガソーラー発電所及び静岡県島田市のソーラーシェアリング発電所、北海道登別市におけるメガソーラー発電所が前期より本格的に売電を行っております。一方、当社グループで保有しておりましたかすみがうら市加茂発電所を2018年12月3日付で譲渡し、袖ヶ浦林発電所を2019年3月29日付で譲渡しました。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は、3,448百万円（前年同期比7.3%減）、売上高は、3,841百万円（前年同期比18.0%増）となりました。損益面については、営業利益153百万円（前年同期比187.7%増）、経常損失79百万円（前年同期は経常損失63百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は128百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失146百万円）となりました。

電子・通信用機器事業につきましては、公共関連市場を中心とした販売拡大活動に加え、新規顧客の開拓に注力しております。特に公共分野においては、需要も安定して増加してきており、今後も堅調に推移していくことが予測されます。引き続き当社グループの事業領域の拡大を推進していくとともに自社開発品の提案強化により、収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

再エネ発電所事業におきましては、北海道及び青森県にて小型風力発電の売電権利を確保しているAURA-Green Energy株式会社と風力発電所事業に関する業務提携に関する覚書を2019年1月25日に締結いたしました。当該覚書の内容は、①AURA-Green Energy株式会社は、風力発電の売電権利及び事業のために利用する土地を当社が組成又は設立するSPCに対して譲渡すること、②両社は、SPCの出資部分を共同で出資すること、③両社は、覚書の締結日から3年間で風力発電所150カ所の売電開始を目標とすること、④当社は、AURA-Green Energy株式会社の代表取締役に対し新株予約権を発行すること、⑤当社は、SPCの借入等の負債による調達について努力義務を負うこと、となっております。当該覚書に基づき小型風力発電所の建設を出来る限り進めることが、当社グループの将来的な収益として寄与すると考えております。

このような取り組みを通じて今後も地域の特性を生かし、地域に密着した再生可能エネルギーの開発を加速させることでCO2の削減はもとより、地域や社会に貢献し再生可能エネルギーの導入及び普及促進に努めてまいります。

セグメントの業績は、以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しています。

当社グループの報告セグメント区分は、従来「電子・通信用機器事業」「再エネシステム販売事業」「太陽光発電所事業」「地熱発電所事業」の4区分としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「電子・通信用機器事業」「再エネシステム販売事業」「再エネ発電所事業」の3区分へ変更いたしました。

これは、再生可能エネルギー事業において、当社グループで保有する発電所は太陽光発電所が中心でしたが、小型風力発電所等、太陽光発電所以外の再生可能エネルギー発電所全般の事業開発及び検討を行っており、当社グループの活動実態を反映させるため報告セグメントを変更いたしました。以下は前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

#### イ. 電子・通信用機器事業

移動体通信分野と官公庁及び公共関連分野での受注拡大に注力したこと及び業務効率の向上を促進させた結果、受注高は3,196百万円（前年同期比28.2%増）、売上高は2,854百万円（前年同期比8.7%増）となり、セグメント利益は221百万円（前年同期比1.5%減）となりました。

#### ロ. 再エネシステム販売事業

改正FIT法における認証手続きは完了までに未だ相当な期間を要しているものの、太陽光発電所をはじめとした分譲販売や自社開発案件に注力した結果、受注高は252百万円（前年同期比79.4%減）、売上高394百万円（前年同期比42.1%増）、セグメント損失は83百万円（前年同期はセグメント損失108百万円）となりました。

#### ハ. 再エネ発電所事業

稼働済みの各太陽光発電所が順調に売電し、長崎県五島市のメガソーラー発電所及び静岡県島田市のソーラーシェアリング発電所が当期より本格的に売電を行っております。また、北海道登別市におけるメガソーラー発電所が2018年11月2日に売電を開始しました。その結果、売上高615百万円（前年

同期比78.2%増)、セグメント利益は177百万円(前年同期比75.0%増)となりました。

事業区別	売上高	受注高
電子・通信用機器事業	2,854百万円	3,196百万円
再エネシステム販売事業	394百万円	252百万円
再エネ発電所事業	615百万円	—

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、ファイナンス・リースにより取得した固定資産の増加を含め435百万円であり、その主なものは、電子・通信用機器事業における50GHz帯までの準ミリ波・ミリ波用高周波製品(モジュール、コンポーネント等)を開発、製造するための設備の増加及び再エネ発電所事業における風力発電所設備の取得に関するものでございます。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により、44百万円の資金調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (2016年 3 月期)	第 49 期 (2017年 3 月期)	第 50 期 (2018年 3 月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (2019年 3 月期)
売 上 高(千円)	7,259,803	4,443,227	3,255,443	3,841,699
親会社株主に帰属 する当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	165,329	44,637	△146,686	128,563
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	39.74	10.63	△34.85	29.58
総 資 産(千円)	7,163,607	7,446,258	11,178,746	9,572,670
純 資 産(千円)	3,294,752	3,261,220	3,210,156	3,368,524
1株当たり純資産額(円)	780.87	776.42	738.90	762.11

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2 当社は、2018年10月1日付で株式併合(普通株式10株につき1株の割合で併合)を実施しております。これに伴い、第48期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (2016年 3 月期)	第 49 期 (2017年 3 月期)	第 50 期 (2018年 3 月期)	第 51 期 (当事業年度) (2019年 3 月期)
売 上 高(千円)	245,754	325,127	203,952	183,428
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△37,941	82,966	△108,170	△79,943
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△9.12	19.76	△25.70	△18.40
総 資 産(千円)	3,852,032	3,577,393	3,855,040	3,428,630
純 資 産(千円)	2,682,392	2,687,171	2,681,682	2,623,417
1株当たり純資産額(円)	635.02	639.69	617.22	593.33

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2 当社は、2018年10月1日付で株式併合(普通株式10株につき1株の割合で併合)を実施しております。これに伴い、第48期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な子会社等の状況

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社多摩川電子	310百万円	100.0%	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
株式会社多摩川エナジー	10百万円	100.0%	再エネ発電システム販売事業等及び再エネ発電所事業等並びにそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー	6百万円	100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 2	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 3	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 3-A	3百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 5	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 6	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー B	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー C	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー D	0百万円	(間接) 50.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー E	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー F	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー G	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー H	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー I	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー J	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー K	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社T HD総合研究所	1百万円	100.0%	海外における再生エネルギー事業に係る調査、研究の推進
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD	61百万円	(間接) 100.0%	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
THEG PTE. LTD	16百万円	100.0%	再生可能エネルギーに関わる事業全般

## ② 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の持分比率	主要な事業内容
エトリオン・エネルギー5合同会社	95百万円	30.0%	太陽光発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社多摩川電子	神奈川県綾瀬市	1,585,000千円	3,428,630千円

## (4) 対処すべき課題

電子・通信用機器事業におきましては、5G（第5次世代移動体通信）のサービス開始が来年春と迫っており、自社製品開発にも積極的に取り組んでおります。通信インフラ関連の整備などは、今後も一層の伸びが予測されます。しかしながら、低価格化、短納期化等の要求は厳しく、営業力の強化は当然のことながら、コストダウンや納期短縮のため一層の改善が必要に迫られております。

当社は、営業体制の強化、コストダウンによる低価格化の実現及び品質の向上を図り、市場競争力を高める一方で、企業体質の改革と強化を行い、業績の向上に邁進してまいり所存であります。

再生可能エネルギー事業では、とりわけ固定価格買取制度を活用した太陽光発電所の売買市場におきましては、2017年4月に施行された改正FIT法における認証手続きの想定以上の遅れや設備認定取得のための手続きの複雑化等、厳しい環境下にあります。

このような状況下で、再エネシステム販売事業を含めた再生可能エネルギー事業においては、小型風力発電など太陽光発電以外の再生エネルギーを活用した発電システムの販売も視野に入れております。日本全国にその販路を拡大すべく、社内体制を整え、営業活動をさらに強化し、業績回復に向けて全社一丸となって努力してまいります。

当社といたしましては、中長期に向けて企業価値の拡大並びに利益の最大化に努めるべく引き続き尽力してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業	主要製品
電子・通信用機器事業	高周波電子部品（アッテネータ、スプリッタ、カプラ、スイッチ、フィルタ）、光関連・電子応用機器（光伝送装置、周波数コンバータ、アンプ、周波数シンセサイザ、デジタル信号処理装置、映像監視システム、各種試験装置）等
再エネシステム販売事業	分譲販売用発電所、太陽光モジュール、パワーコンディショナー、小形風力発電機器、その他付属設備
再エネ発電所事業	再エネ発電所で発電した電力を販売する事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

当 社	本社：東京都港区浜松町
株式会社多摩川電子	本社・工場：神奈川県綾瀬市
株式会社多摩川エナジー	本社：東京都港区浜松町 鹿児島事務所：鹿児島県鹿児島市
株式会社G P エナジー	本社：東京都港区浜松町 下関発電所：山口県下関市
株式会社G P エナジー 2	本社：東京都港区浜松町 荒神岳発電所：長崎県五島市
株式会社G P エナジー 3	本社：東京都港区浜松町 館山発電所：千葉県館山市 大間黒岩風力発電所：青森県大間市
株式会社G P エナジー 3-A	本社：東京都港区浜松町
株式会社G P エナジー 5	本社：東京都港区浜松町
株式会社G P エナジー 6	本社：東京都港区浜松町 登別発電所：北海道登別市
合同会社G P エナジー B	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー C	本社：東京都港区浜松町 大間二ツ石風力発電所：青森県大間市
合同会社G P エナジー D	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー E	本社：東京都港区浜松町 島田ソーラーシェアリング発電所：静岡県島田市
合同会社G P エナジー F	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー G	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー H	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー I	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー J	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー K	本社：東京都港区浜松町
株式会社T H D 総合研究所	本社：東京都港区浜松町
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD	My Hao District, Hung Yen Province, Vietnam
THEG PTE. LTD	1 Phillip Street #03-01, Royal One Phillip, Singapore

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子・通信用機器事業	187 (2) 名	13名増 (―)
再エネシステム販売事業	8 (―) 名	1名増 (―)
再エネ発電所事業	1 (1) 名	― (―)
全社 (共通)	7 (―) 名	1名減 (―)
合計	203 (3) 名	13名増 (―)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度に比べ13名増加しております。主な理由は、生産体制強化のため、連結子会社TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTDの従業員が増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	1名減	38.7歳	3年4ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
城南信用金庫	233,380千円
株式会社きらぼし銀行	88,000千円
株式会社愛媛銀行	61,122千円
株式会社東日本銀行	61,086千円
株式会社千葉興業銀行	60,000千円
株式会社佐賀銀行	52,400千円
株式会社百十四銀行	46,560千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,419,600株  
 (2) 発行済株式の総数 4,476,100株 (自己株式61,454株を含む)  
 (3) 株主数 2,495名  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
BNP Paribas Securities Services Singapore/Jasdec/UOB Kay Hian Private Limited	828,200株	18.76%
島 貫 宏 昌	198,900株	4.50%
榊 澤 徹	181,300株	4.10%
株 式 会 社 ラ イ ブ ス タ ー 証 券	107,100株	2.42%
久 保 田 定	100,000株	2.26%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	89,200株	2.02%
U B S A G S I G A P O R E	66,600株	1.50%
砂 賀 勇 一	56,000株	1.26%
駒 井 英 人	51,200株	1.15%
鄒 積 人	50,000株	1.13%

(注) 1. 持株比率は自己株式(61,454株)を控除して計算しております。

2. 2019年2月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、MARILYN TANG氏が以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
MARILYN TANG	シンガポール国	544	12.33

### 3. 新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

#### 第8回新株予約権

2016年4月15日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権(有償ストックオプション)は、次のとおりであります。

決議年月日	2016年4月15日
新株予約権の数	1,277個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	127,700株(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額	950円(注)2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり1,200円
新株予約権の行使期間	2016年5月11日～2021年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 962円 資本組入額 481円
新株予約権の行使の条件	<p>① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>

新株予約権の行使の条件	<p>② 新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の在任期間中において、会社法並びに当社の定款その他内部規則に定める手続を経ずに、会社法第356条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する取引を行った場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、その取引以後、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>③ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の使用人であるときにおいて、当社又は当社子会社の就業規則に定める制裁を受けた場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、当該制裁以後、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
保有状況	<p>新株予約権個数 829個</p> <p>目的となる株式数 82,900株</p> <p>保有者数 22名</p>

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$
- また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$
3. 当社は、2018年10月1日付で株式併合（普通株式10株につき1株の割合で併合）を実施しております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が1,277,000株から127,700株に変更になっております。

## 第9回新株予約権

2019年1月25日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年1月25日
新株予約権の数	10,600個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,060,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	626円 (注) 2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり310円
新株予約権の行使期間	2019年2月19日～2022年2月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 629.1円 資本組入額 314.5円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間</p> <p>② 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日。</p> <p>③ 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間。</p> <p>④ 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
保有状況	<p>新株予約権個数 9,885個</p> <p>目的となる株式数 988,500株</p> <p>保有者数 3名</p>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

## 第10回新株予約権

2019年1月25日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（有償ストックオプション）は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年1月25日
新株予約権の数	1,320個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	626円（注）2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり100円
新株予約権の行使期間	2019年2月19日～2022年2月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 627.0円 資本組入額 313.5円
新株予約権の行使の条件	<p>① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。          ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。          ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>保有状況</p>	<p>新株予約権個数 1,320個          目的となる株式数 132,000株          保有者数 12名</p>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	榎 沢 徹	株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長 株式会社THD総合研究所 代表取締役社長
代表取締役副社長	小 林 正 憲	株式会社多摩川電子 代表取締役社長
取 締 役	増 山 慶 太	株式会社TOPコンサルティング 取締役 税理士法人トップ会計事務所 社員
取 締 役	上 林 典 子	弁護士法人リレーション 社員 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教
常 勤 監 査 役	向 川 虎 隆	株式会社多摩川電子 監査役 株式会社多摩川エナジー 監査役
監 査 役	仲 田 隆 介	
監 査 役	古 川 清	

- (注) 1. 取締役上林典子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役仲田隆介氏及び監査役古川清氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役仲田隆介氏及び古川清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
後 田 晃 宏	2018年6月28日	任 期 満 了	当社代表取締役副社長 株式会社多摩川エナジー 取締役
日 下 成 人	2018年6月28日	任 期 満 了	当社取締役 株式会社クサカ 代表取締役社長
宮 内 幸 三 郎	2018年6月28日	任 期 満 了	当社取締役 マルマン株式会社 監査役
鈴 木 恒 雄	2018年6月28日	任 期 満 了	当社監査役 ベイビュー・アセット・ マネジメント株式会社 監査役

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10,000,000円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 ( うち 社 外 取 締 役 )	7 名 ( 3 名 )	33,870千円 (4,800千円)
監 査 役 ( うち 社 外 監 査 役 )	4 名 ( 3 名 )	12,900千円 (7,500千円)
合 計 ( うち 社 外 役 員 )	10名 ( 5 名 )	46,770千円 (12,300千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

#### (5) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役上林典子氏は、弁護士法人リレーションの社員を兼任しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。

## ハ. 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	上 林 典 子	社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち12回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。
監査役	仲 田 隆 介	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、弁護士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役	古 川 清	社外監査役就任後に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち9回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、金融庁や税理士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が29回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称

海南監査法人

(2) 報酬等の額（税抜）

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,200千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の報酬について取締役から算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と海南監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、会計監査人がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、28,000千円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社およびグループ各社のコンプライアンスの実現のため、取締役および従業員全員が遵守すべき行動規範を定め、具体的遵守ルールとして「コンプライアンス規程」を制定する。各取締役はこれらの遵守を率先垂範するとともに、周知徹底をはかる。
  - ロ. リスクおよびコンプライアンスの管理を統括するために、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
  - ハ. 社長直属の「内部監査室」を設置し、被監査部門から独立した内部監査体制を整備する。
- ニ. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報制度を設け、その利用につき全従業員に周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役および従業員の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
  - ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる方法で保存、管理する。
- ③ リスク管理に関する体制
  - イ. 各部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。リスク管理に関する特に重要なものについては取締役に報告する。
  - ロ. リスク・コンプライアンス委員会は、当社およびグループ各社のリスクの洗い出しと予防策の立案等、リスク管理に関する重要な事項を審議する。
  - ハ. 内部監査室は、各部門が実施するリスク管理が、体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および監査を行う。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
  - イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また必要と認められる場合は、適切な管理のもとに、電子書面決議を行うことができる。
  - ロ. 取締役会は、当社およびグループ会社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ⑤ 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社は、グループ会社の遵法体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
  - ロ. グループ会社における経営の健全性の向上および業務の適正の確保のため

に、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。

- ハ. 監査役は内部監査室と連携をはかり、業務適正化に関する子会社の監査を行う。
- ニ. グループ会社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。

⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- イ. 取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ロ. 取締役および従業員は、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- ハ. 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告、または内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わない。

⑦ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができる。
- ロ. 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができる。また社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ハ. 監査役は、いつでも役職員に対し、業務執行に関する事項の説明を求めることができる。
- ニ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 代表取締役社長は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況および内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
- ロ. 内部監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（改善状況）を把握、評価し、それを代表取締役社長および監査役に報告する。
- ハ. 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において継続的に様々なリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

内部監査室については独立した観点から定期的に内部監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項が無いかを検証しております。

常勤監査役も、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重要な違反等が無いよう監視をしております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、長期的な視野に立ち、会社の業績及び企業体質の強化等を総合的に勘案し、安定的且つ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業展開や経営基盤の強化、また、今後の急速な技術革新に備え、継続的な安定成長を目指しつつ、重点的且つ効率的に投資することで、有効に活用していくことを目指しております。

当期においては前期に比べ収益は増加いたしました。が、経営環境や財務体質の強化等を考慮し、株主の皆様への利益還元を総合的に勘案した結果、年間配当金につきましては、1株当たり5円とさせていただくことといたしました。

次期配当につきましては、来期以降も更なる事業規模の拡大及び収益の最大化を目指しておりますので、1株につき5～30円を見込んでおりますが、最終的な配当金額は今後の経営環境などを踏まえ判断していきたいと考えております。

今後も全社一丸となって、一層の収益力の向上及び企業体質の強化を図り、早期に株主の皆様にもさらなる利益還元できるよう取り組んでまいります。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,627,664	流動負債	2,195,928
現金及び預金	1,026,668	支払手形及び買掛金	503,108
受取手形及び売掛金	1,535,070	短期借入金	50,000
商品及び製品	1,616,585	1年内返済予定の長期借入金	464,982
仕掛品	878,670	リース債務	179,152
原材料及び貯蔵品	185,023	未払金	151,932
前渡金	75,543	未払法人税等	59,636
その他	324,495	前受金	444,000
貸倒引当金	△14,392	賞与引当金	114,905
固定資産	3,916,660	製品保証引当金	14,257
有形固定資産	3,076,086	その他	213,953
建物及び構築物	180,160	固定負債	4,008,218
機械装置及び運搬具	2,338,641	長期借入金	231,415
工具、器具及び備品	152,277	リース債務	3,132,673
土地	387,466	繰延税金負債	2,501
建設仮勘定	17,540	退職給付に係る負債	187,940
無形固定資産	87,820	資産除去債務	35,193
営業権	39,614	長期未払金	416,612
ソフトウェア	48,205	その他	1,882
その他	0	負債合計	6,204,146
投資その他の資産	752,754	純資産の部	
投資有価証券	22,152	株主資本	3,370,270
長期貸付金	45,761	資本金	1,770,627
繰延税金資産	187,140	資本剰余金	1,065,912
その他	506,398	利益剰余金	595,043
貸倒引当金	△8,700	自己株式	△61,313
繰延資産	28,345	その他の包括利益累計額	△5,810
株式交付費	4,909	その他有価証券評価差額金	△724
開発費	100	為替換算調整勘定	△5,085
開業費	23,335	新株予約権	4,064
資産合計	9,572,670	純資産合計	3,368,524
		負債純資産合計	9,572,670

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,841,699
売上原価		2,603,190
売上総利益		1,238,509
販売費及び一般管理費		1,085,341
営業利益		153,167
営業外収益		
受取利息	6,799	
受取配当金	807	
受取保険金	3,185	
その他の	11,203	21,996
営業外費用		
支払利息	232,766	
為替差損	824	
持分法による投資損失	12,632	
その他の	8,321	254,545
経常損失(△)		△79,380
特別利益		
固定資産売却益	239,380	239,380
特別損失		
固定資産除却損失	424	
減損損失	8,567	8,992
税金等調整前当期純利益		151,006
法人税、住民税及び事業税	74,387	
法人税等調整額	△51,944	22,443
当期純利益		128,563
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		128,563

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,748,137	1,065,087	466,480	△61,313	3,218,392
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	△21,715	-	-	△21,715
新株の発行	22,490	22,490	-	-	44,980
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	128,563	-	128,563
自己株式の処分	-	-	-	0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	50	-	-	50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	22,490	824	128,563	0	151,878
当期末残高	1,770,627	1,065,912	595,043	△61,313	3,370,270

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	3,543	△12,774	△9,230	994	3,210,156
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	-	-	-	△21,715
新株の発行	-	-	-	-	44,980
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	128,563
自己株式の処分	-	-	-	-	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,268	7,688	3,420	3,069	6,489
当期変動額合計	△4,268	7,688	3,420	3,069	158,367
当期末残高	△724	△5,085	△5,810	4,064	3,368,524

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>574,247</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>492,708</b>
現金及び預金	128,868	短期借入金	50,000
売掛金	10,618	1年内返済予定の長期借入金	271,383
商品及び製品	1,203	1年内返済予定の関係会社長期借入金	98,640
関係会社短期貸付金	430,000	リース債務	766
前払費用	3,363	未払金	38,888
未収入金	130,103	未払費用	1,643
その他	13,956	未払法人税等	21,137
貸倒引当金	△143,865	前受金	8,599
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,849,472</b>	預り金	1,103
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>330,867</b>	賞与引当金	545
建物	712	<b>固 定 負 債</b>	<b>312,504</b>
機械及び装置	2,747	長期借入金	123,158
工具、器具及び備品	1,932	関係会社長期借入金	167,729
車両運搬具	2,568	リース債務	2,699
土地	307,905	退職給付引当金	1,224
建設仮勘定	15,000	その他	17,693
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>66</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>805,213</b>
ソフトウェア	66	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,518,538</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,620,611</b>
投資有価証券	18,713	資本金	1,770,627
関係会社株式	1,609,282	資本剰余金	1,065,862
その他の関係会社有価証券	53,079	資本準備金	991,970
出資金	100	その他資本剰余金	73,891
関係会社長期貸付金	811,745	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△154,565</b>
繰延税金資産	16,318	その他利益剰余金	△154,565
その他	18,000	繰越利益剰余金	△154,565
貸倒引当金	△8,700	<b>自 己 株 式</b>	<b>△61,313</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>4,909</b>	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△1,258</b>
株式交付費	4,909	その他有価証券評価差額金	△1,258
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,428,630</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>4,064</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,623,417</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,428,630</b>

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		183,428
売 上 原 価		605
売 上 総 利 益		182,822
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		267,047
営 業 損 失 (△)		△84,224
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25,052	
受 取 配 当 金	717	
そ の 他	7,006	32,776
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,297	
株 式 交 付 費 償 却	1,684	
そ の 他	42	18,024
経 常 損 失 (△)		△69,471
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	57	57
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	94,128	94,128
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△163,543
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△70,517	
法 人 税 等 調 整 額	△13,082	△83,599
当 期 純 損 失 (△)		△79,943

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,748,137	969,480	95,607	1,065,087	△74,622	△74,622
当期変動額						
剰余金（その他資本 剰余金）の配当	-	-	△21,715	△21,715	-	-
新株の発行	22,490	22,490	-	22,490	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△79,943	△79,943
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	22,490	22,490	△21,715	774	△79,943	△79,943
当期末残高	1,770,627	991,970	73,891	1,065,862	△154,565	△154,565

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△61,313	2,677,289	3,398	3,398	994	2,681,682
当期変動額						
剰余金（その他資本 剰余金）の配当	-	△21,715	-	-	-	△21,715
新株の発行	-	44,980	-	-	-	44,980
当期純損失（△）	-	△79,943	-	-	-	△79,943
自己株式の処分	0	0	-	-	-	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	△4,657	△4,657	3,069	△1,587
当期変動額合計	0	△56,677	△4,657	△4,657	3,069	△58,265
当期末残高	△61,313	2,620,611	△1,258	△1,258	4,064	2,623,417

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

株式会社多摩川ホールディングス  
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋 葉 陽	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝 口 俊 一	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2019年5月24日開催の取締役会において、資金の借入を決議し、2019年5月27日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

株式会社多摩川ホールディングス  
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋 葉 陽	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝 口 俊 一	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2019年5月24日開催の取締役会において、資金の借入を決議し、2019年5月27日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

株式会社多摩川ホールディングス 監査役会

常勤監査役 向 川 虎 隆 (印)

社外監査役 仲 田 隆 介 (印)

社外監査役 古 川 清 (印)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本準備金の額の減少の目的

資本政策上の柔軟性及び機動性を確保すること並びに株主様への配当原資を確保することを目的として、会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の額を減少してその他資本剰余金に振り替え、その他資本剰余金を原資として期末配当を行うものです。

#### 2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少してその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、資本準備金の額の減少が効力を生じる日は、2019年6月28日とする予定であります。

##### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 200,000,000円

##### (2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 200,000,000円

## 第2号議案 取締役4名選任の件

現任の取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ます ざわ とおる 榎 沢 徹 (1961年5月11日生)	1985年4月 和光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社 1994年6月 コメルツバンクサウスイーストアジア入社（マネージャー） 1998年6月 H S B C銀行バイスプレジデント就任 1999年12月 パークレイズプライベートバンク ディレクター就任 2003年1月 タイムスクエアベンチャー マネージングディレクター就任 2003年7月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）執行役員就任 2004年7月 同社 代表取締役社長就任 2012年4月 当社 執行役員就任 2012年6月 当社 代表取締役社長就任（現任） 2018年4月 株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長就任（現任） 2018年6月 株式会社T H D総合研究所 代表取締役社長就任（現任）	181,300株
2	こ ばやし まさ のり 小 林 正 憲 (1956年12月10日生)	1977年4月 株式会社富士計器入社 1981年12月 当社入社 1999年4月 当社 計測機器部部長 2005年6月 当社 取締役資材担当就任 2006年6月 当社 監査役就任 2011年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 2012年4月 同社 代表取締役社長就任（現任） 2014年6月 当社 代表取締役副社長就任（現任）	14,400株
3	ます やま けい た 増 山 慶 太 (1975年10月3日生)	2001年4月 エンゼール証券株式会社入社 2004年10月 フェニックスパートナー株式会社入社 2005年12月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）入社 2014年6月 株式会社T O Pコンサルティング 取締役就任（現任） 2015年6月 当社 取締役就任（現任） 2015年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 2015年11月 税理士登録 2015年12月 税理士法人トップ会計事務所 社員就任（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
4	かみ ばやし のり こ 上 林 典 子 (1977年1月8日生)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 弁護士法人リレーション 社員就任 (現任) 2015年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 (現任) 2018年6月 当社 取締役就任 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上林典子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由

上林典子氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

4. 当社は、上林典子氏との間において、本議案が承認可決された場合、責任限度額を金10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。

5. 上林典子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の向川虎隆氏及び仲田隆介氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1*	なが はま たかし 長濱 隆 (1947年6月14日生)	1974年4月 朝日機材株式会社入社 1984年5月 和光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 1998年9月 株式会社クエスト入社 2011年6月 株式会社多摩川ホールディングス 非常勤監査役就任 2016年2月 株式会社藤和ハウス 常勤監査役	一株
2	なか た りゅう すけ 仲田 隆介 (1983年8月12日生)	2011年12月 最高裁判所司法研修所終了 2012年1月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2012年1月 弁護士法人港国際グループ(現: 弁護士法人港国際法律事務所) 入所 2015年6月 当社 監査役就任(現任) 2017年1月 やじんき法律事務所入所(現任)	一株

(注)

1. \*は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 仲田隆介氏は、社外監査役候補者であります。  
なお、当社は仲田隆介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
  - (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性
    - ① 仲田隆介氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
    - ② 社外監査役候補者は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)若しくは役員となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
    - ③ 社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について  
仲田隆介氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 長濱隆氏が監査役に選任された場合、当社は、同氏との間において、責任限度額を10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 仲田隆介氏が社外監査役に選任された場合、当社は、同氏との間において、責任限度額を10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
7. 仲田隆介氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、廣瀬晴三氏は社外監査役以外の補欠の監査役として、藤原陽敏氏は社外監査役の補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひろせ はるぞう 廣瀬 晴三 (1952年7月17日生)	1973年4月 三菱電機株式会社 入社 2002年4月 三菱電機特機システム株式会社 鎌倉事業所副事業所長(兼)宇宙機器部長 2004年4月 同社 東部事業部 宇宙部門統括(兼)宇宙機器部長 2006年4月 同社 東部事業部 副事業部長(宇宙部門統括) 2008年6月 同社 取締役 東部事業部 副事業部長(宇宙部門統括) 2013年6月 三菱プレジジョン株式会社 常勤監査役 2018年1月 株式会社多摩川電子 顧問就任(現職)	一株
2	ふじわら ひとし 藤原 陽敏 (1951年2月19日生)	1973年4月 日本無線株式会社 入社 1994年6月 同社 技術第5測定器課長 2009年2月 同社 共通技術本部総合技術センター一長 2011年3月 同社 顧問 2016年3月 藤原計測開業	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 藤原陽敏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者の選任理由および独立性  
 ①藤原陽敏氏は、製造業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。  
 ②補欠の社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。  
 4. 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由  
 藤原陽敏氏は、製造業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられるため社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。  
 5. 藤原陽敏氏が補欠監査役に選任され、その後、社外監査役に就任することとなった場合には、当社は、同氏との間において、責任限度額を10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である海南監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、監査法人アヴァンティアを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

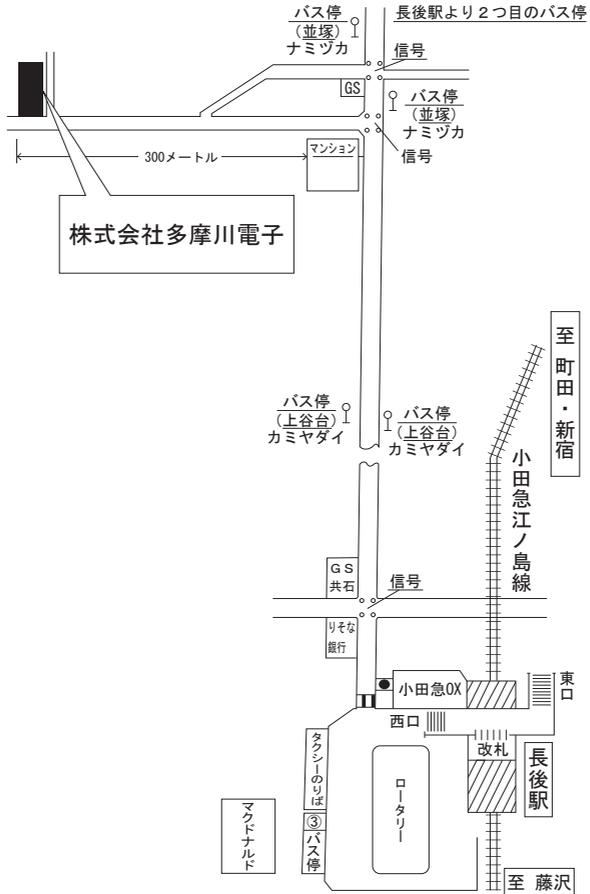
なお、監査役会が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品質を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務が期待できると総合的に判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	監査法人アヴァンティア
所在地	東京都千代田区三番町 3 番地 8泉館三番町 6 階
沿革	2008年 5月設立
概要	出資金 70,000千円 構成人員 代表社員 2名 社員 6名 公認会計士 34名 試験合格者 10名 その他 16名 合計 68名 関与会社数 上場企業 21社

以 上

## 第51回定時株主総会会場ご案内図



会場：神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号  
 株式会社多摩川電子 3階会議室  
 TEL：0467-76-2291

交通：小田急江ノ島線長後駅下車 藤沢より  
 5つ目の駅（急行で2つ目）  
 バス③番乗場のバスに乗車し、2つ目  
 の並塚バス停下車